

デジタル化に伴う金融サービスに関する法的諸問題

2022年3月

金 融 法 務 研 究 会

は し が き

本報告書は、本研究会第1分科会における2019年度の研究の内容を取りまとめたものである。

これまでに第1分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、2019年度は「デジタル化に伴う金融サービスに関する法的諸問題」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「銀行保有情報の帰属について」（森下哲朗担当）、第2章で「銀行による顧客情報の利活用に係る顧客からの同意取得手続きに関する法的課題」（岩原紳作担当）、第3章で「銀行が保有する顧客情報の取扱いに関する制度設計の在り方について—顧客情報の第三者提供と電子決済等代行業」（加藤貴仁担当）、第4章で「銀行付随業務としての顧客情報の第三者提供—顧客の「同意」を中心に—」（神作裕之担当）、第5章で「銀行によるプラットフォーム事業の展開」（神田秀樹担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、銀行が保有する顧客情報が誰に帰属し、顧客と銀行がそれぞれどのような権利を有し義務を負うのかについて、情報の所有・共有といった考え方に言及しながら検討した。第2章においては、銀行がどのような場合に顧客情報を利用できるか、それにつき顧客の同意、顧客への通知・公表等が必要とされるのはどのような場合か、それはいかなる方法により行われるべきか、等を明らかにした。第3章においては、令和元（2019）年の銀行法改正によって付随業務として認められた銀行による顧客情報の第三者提供に係る規律を検討すると共に、銀行による顧客情報の第三者提供は電子決済等代行業と競合する部分があるため、同改正は電子決済等代行業に係る規制に影響を与えることを明らかにした。第4章においては、2019年銀行法改正によって、銀行が、付随業務として顧客情報を第三者に提供することが認められることになった。銀行が付随業務として顧客情報を第三者に提供することが認められるに至った沿革・背景およびそのための要件について概観した上で、その要件である、「銀行業の高度化」または「当該銀行の利用者の利便の向上」に資するものであることの意義と解釈について述べる。個人情報保護に関する法律における個人情報とそれ以外の法人情報に分けて、顧客の同意が有する法的地位と法的根拠について検討し、それを踏まえて、同意を取得する方法・方式、同意の撤回、同意を得ないで第三者に顧客情報が提供された場合の当該顧客の法的救済方法など、顧客の同意に係る法的論点について論じる。第5章においては、銀行（銀行本体および子会社・兄弟会社）によるプラットフォーム事業の展開について、銀行法による銀行等の業務範囲規制との関係での課題を取り上げる。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、第1分科会では、2021年度は「中長期的な機能別・横断的法制の在り方」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

2022年3月

金融法務研究会座長

岩原紳作